

福島県後期高齢者医療広域連合 第二次広域計画



平成24年2月

福島県後期高齢者医療広域連合

目 次

第 1 広域計画の概要

- 1. はじめに 1
- 2. 広域計画の趣旨 2
- 3. 広域計画の項目 2
- 4. 広域計画の期間及び改定 2

第 2 第二次広域計画の基本的考え方

- 1. 高齢者医療等の状況と保険者としての課題 3
- 2. 高齢者医療費等の状況 4

第 3 広域計画の内容

- 1. 基本目標 6
- 2. 施策の方針 6
- 3. 基本目標及び施策の方針から具体的施策への展開 10

第 4 広域連合及び構成市町村が行う事務

- 1. 明確な事務分担による事務処理の円滑化 12

第 5 広域計画推進のために

- 1. 広域連合と構成市町村との連携強化 14
- 2. 広域連合と他の医療保険者との連携強化 14

第1 広域計画の概要

1. はじめに

わが国の「国民皆保険制度」は、平成23年に創設以来50年の節目の年を迎えました。この間、さまざまな制度改善を図りながら、誰もが医療を受けることができる制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。

しかしながら、急速な少子高齢化時代の到来や経済の長引く停滞などの環境変化の中、国民医療費は年々増加を続け、その財源の確保が非常に厳しくなっており、国民皆保険の堅持を含め、将来にわたり持続可能な社会保障制度とすることが重要な課題となっています。

平成20年4月から施行された「後期高齢者医療制度」は、制度発足以来4年目を迎えておりますが、制度開始早々、平成21年9月には政権交代により、同制度の廃止が示され、平成22年12月には、「高齢者医療制度改革会議」において新たな高齢者医療制度のとりまとめが行われました。しかしながら、その後の法制化は進んでおらず、「社会保障と税の一体改革」の中で、引き続き検討がなされています。また、新制度への移行期にある現時点においても、レセプトの電子化への対応、標準システムの更改、新保険料率の算定など現行制度を取り巻く状況は刻々と変化しております。

このような中、平成23年3月には「東日本大震災」が発生し、さらには東京電力福島第一原子力発電所の事故により、福島県民は、地震や津波による被害に加え、放射能漏れにより全国各地に避難せざるを得ない状況となるなど、まさに甚大な被害を受けました。本広域連合や構成市町村におきましては、県内外へ避難された被保険者への被保険者証の交付、被災された被保険者への保険料減免や一部負担金免除などの大量の事務の発生等により、制度の運営に混乱をきたしました。現在、構成市町村と一体となり早急な業務の平常化に向け取り組んでいるところです。

このような状況の中、本広域連合におきましては、制度発足当初に策定した広域計画の期間が平成23年度で満了することから、平成24年度を始期とする第二次広域計画を策定することといたしました。

第二次広域計画は、基本的には現計画の内容を踏襲しておりますが、これまでの制度運営における諸課題を踏まえ、施策体系を見直しております。

今後は、第二次広域計画の下、構成市町村と一層連携を深め、後期高齢者医療制度が存続する限りは、激変する社会経済情勢に迅速に対応し、引き続き安定かつ効率的な制度運営に努めてまいりたいと考えております。

2. 広域計画の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7の規定に基づき、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に処理するために、福島県後期高齢者医療広域連合と構成市町村が、相互に役割を分担し、連絡調整を図りながら処理する事項等について定めるものです。

3. 広域計画の項目

福島県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年福島県指令市町村第1498号）第5条に基づき、広域計画には次の項目について記載しています。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町村が行う事務に関する事
- (2) 広域計画の実施期間に関する事
- (3) 広域計画の改定に関する事

4. 広域計画の期間及び改定

この第二次広域計画の期間は、平成24年度から後期高齢者医療制度が廃止され新制度創設までの期間とします。

なお、広域連合長が必要と認めた場合には、上記の期間に関わらず随時改定を行うものとします。

第2 第二次広域計画の基本的考え方

1. 高齢者医療費等の状況と保険者としての課題

平成22年簡易生命表によると、わが国の平均寿命は、男性が79.64歳、女性が86.39歳で、世界一の長寿国となっており、これを支えている大きな理由の一つに国民皆保険制度の存在が挙げられております。

この国民皆保険制度の下、平成22年度の国民医療費の総額は、前年度対比3.9%増の36兆6千億円となっており、後期高齢者医療費においては12兆7千億円、全体の34.7%を占めております。しかも、国民医療費及び後期高齢者医療費とも年々増加し、平成22年度は両者とも過去最高額となっております。

一方、福島県の医療費においては、平成22年度の県内医療費の総額5,693億円のうち、後期高齢者医療費は2,225億円と全体の39.1%を占めており、これは国の割合の34.7%を大きく上回っております。これは、国の高齢化率が23.0%であるのに対して、本県の高齢化率は25.0%と2.0ポイント上回っていること。特に75歳以上の占める割合で見れば、国が11.1%であるのに対して、本県は13.5%となっており、その差は2.4ポイントとさらに差が大きくなっていることが、要因の一つと考えられます。

これを本広域連合が所管するデータで見れば、被保険者数については、制度発足当初は263,477人であったものが、年々増え続け直近では280,777人（平成24年1月末現在）となっております。また、療養給付費については、平成20年度（11か月）は1,752億円、平成21年度は2,020億円、平成22年度は2,100億円、平成23年度は2,205億円（平成24年2月補正後ベース）となっております。さらに、被保険者一人当たりの給付費においても、平成20年度が649,321円、平成21年度が731,854円、平成22年度が749,900円となっております。今後も被保険者数及び一人当たりの給付費が年々増加することが予想されることから、まさに増加の一途をたどる療養給付費に対応した安定的な財政運営を行うことが本広域連合の大きな課題となっております。

このような現状に対応し、本県の被保険者の方々が健康で豊かな生活を送ることができるよう、本広域連合においては、第一次計画で示した構成市町村との役割分担に基づき制度運営を行い、さらには保険者としての機能強化を図るため「収納対策」「健康づくり」「医療費の適正化」を3つの重要施策と位置づけ、これらに関連する事業を構成市町村との連携の下に実施してまいりました。そのような中、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生し、被災された被保険者に対する対応が本広域連合の新たな重要業務となっております。

今後は、まずは喫緊の課題である震災や原発事故に付随する事務を円滑に行う

ことはもちろんのこと、今後とも本制度が存続する限り、安定的な制度運営に努め、被保険者の方々が健康で豊かな生活を送れる社会を、ひいては全ての県民が健康で幸せに暮らせる社会の実現に貢献していきたいと考えております。

2. 高齢者医療費等の状況

< 福島県の高齢化の状況 >

	福島県の人口 (単位：千人)			福島県の 高齢化率等		国の 高齢化率等	
	全人口	65歳以上 人口	75歳以上 人口	高齢化率	75歳以上 の比率	高齢化率	75歳以上 の比率
平成7年	2,134	372	142	17.4%	6.7%	14.5%	5.7%
平成12年	2,127	432	181	20.3%	8.5%	17.3%	7.1%
平成17年	2,091	475	233	22.7%	11.1%	20.1%	9.0%
平成22年	2,029	504	273	25.0%	13.5%	23.0%	11.1%

※注 I. 人口については、各年10月1日現在。平成22年の値は国勢調査人口等基本集計による。

II. 平成22年の高齢化率は、年齢不詳者を除いて算出している。

資料 総務省統計局「国勢調査報告」

< 福島県の被保険者の推移 >

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
被保険者数	266,107人	272,689人	278,154人

※注 各年度とも4月～3月の平均被保険者数

<医療費の推移>

	福島県の医療費 (単位：億円)			国の医療費 (単位：兆円)		
	総医療費	後期高齢者 医療費	後期高齢者 医療費 の割合	総医療費	後期高齢者 医療費	後期高齢者 医療費 の割合
平成 20 年度	5,684	1,864	32.8%	34.1	11.4	33.4%
平成 21 年度	5,667	2,142	37.8%	35.3	12.0	34.0%
平成 22 年度	5,693	2,225	39.1%	36.6	12.7	34.7%

資料 厚生労働省「平成 20 年度国民医療費の概況」、「平成 21 年度医療費の動向」、「平成 22 年度医療費の動向」

<福島県の後期高齢者医療療養給付費等の推移>

	療養給付費等 (単位：億円)	一人当たり給付費 (単位：円)
平成 20 年度	1,751.7	649,321
平成 21 年度	2,019.7	731,854
平成 22 年度	2,100.4	749,900

※注 療養給付費は、3月診療分から2月診療分の合計
平成 20 年度は、4月診療分から2月診療分の 11 か月分

第3 広域計画の内容

1. 基本目標

本県の被保険者や療養給付費等の現状を踏まえ、本広域連合においては、今後とも震災や原発事故に伴う事務を迅速に行い、一刻も早く安定的な運営を行う体制を整備するとともに、保険者機能を強化することなどにより、被保険者の皆様が安心して医療サービスを受けることができるよう、以下のとおり3つの基本目標を設定いたしました。

- (1) 医療費の適正化と収納率向上による安定的な財政運営
- (2) 健康保持を進め、豊かな生活を支援する保健事業の促進
- (3) 安心して医療サービスを受けられる環境づくり

2. 施策の方針

本広域連合は、3つの基本目標を達成するために、次のとおり施策の基本方針を定めました。

(1) 医療費の適正化と収納率向上による安定的な財政運営

① 医療費に係る給付の適正化

広域連合は、医療機関等から請求されるレセプトに基づき療養給付費の支払いを行っておりますが、本制度発足後、年々、給付費が増加してきており、安定的な運営のためには、その伸びを注視していくことが、今後ますます重要となっております。

そこで、療養給付費の過誤請求の確認を充実させるなど、レセプト点検業務の強化に努めてまいります。

また、自らの健康状態に不安を感じるなどの理由により、重複・頻回受診をする被保険者に対し、適正受診や服薬指導等を行うため、保健師や看護師による重複・頻回訪問指導を引き続き実施し、被保険者の健康状態や療養状況の改善を図り、医療費の適正化に努めてまいります。

② 医薬品に係る給付の適正化

療養給付費に占める調剤費の割合が増加傾向にあることから、広域連合では、被保険者がジェネリック医薬品を希望する意思表示をしやすいように、「ジェネリック医薬品希望カード」を発行し、引き続き全被保険者を対象に、適宜送付してまいります。また、市町村広報誌や新聞広告等を活用するなど、ジェネリック医薬品の使用を推進するための広報を行ってまいります。

さらに、新薬からジェネリック医薬品へ切替えることで、自己負担額に一定の軽減が見込まれる方々を対象に、全国の広域連合に先駆けて実施した「ジェネリック医薬品差額通知」を引き続き実施するなど、実行性が期待できる使用促進対策を推進するとともに、その効果検証の深化に努めてまいります。

※ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に、他社から製造販売される、有効主成分や含有量は新薬と同じで、効能・品質・安全性が同等の比較的安価な医薬品です。

③ 収納対策の強化

保険料収入の確保は、安定的な財政運営の根幹でもあり、そのため保険者における収納対策は極めて重要な業務となっております。また、滞納者に対する収納対策は、保険料を納付されている方々との公平性を担保するためにも必要なものです。

そこで、広域連合と市町村は、収納対策実施計画を策定し、市町村は計画に基づいた滞納整理事務の執行を行うとともに、広域連合は県との連携によりその進捗状況を定期的に確認することにより、収納率の向上を目指してまいります。

また、納付忘れによる滞納を未然に防ぐため、新聞広告や市町村広報誌等を活用して、保険料の納期限内納付の意識啓発を行ってまいります。

(2) 健康保持を進め、豊かな生活を支援する保健事業の促進

① 健康診査受診率向上による疾病の早期発見・重症化の防止

広域連合は、被保険者の健康保持増進と生活習慣病等の早期発見のために、市町村の協力のもと、健康診査を実施しています。今後とも、市町村の協力を得て、個別の受診勧奨、夜間・休日健診の実施等の施策を行い、できる限り多くの被保険者の方々に受診いただけるように努めてまいります。

② 健康増進に関する意識向上及び健康づくり事業の推進

高齢者の健康増進については、高齢者の心身状態や生活習慣に対する理解、さらに運動や栄養管理についても一定の知識が必要となります。

広域連合と市町村は、健康教室や運動教室の実施及びリーフレット等の配付により、被保険者一人ひとりが健康に対する知識を深め、健康の保持・増進に努められるように情報提供を行なってまいります。

また、広域連合は、市町村が実施する敬老会や健康教室等の健康づくり・生きがいづくり事業を支援し、高齢者の外出・交流機会の確保や社会参加が促進され、高

齡者がいきいきと豊かに暮らせる社会の実現へ貢献をしております。

③ 医療費分析の強化

市町村では、地域に根ざした保健・医療・介護体制を築くための具体的な施策を検討するため、近年、受診履歴や健診データ等の活用のニーズが高まってきております。

そこで、広域連合では、レセプト情報、健診データ、疾病分類統計等を基に医療費分析を行い、被保険者の年齢構成やレセプト件数、疾病分類による医療費の推移等について、県域や地域ごとに医療特性を把握するなど、医療費分析の強化に努めてまいります。

分析結果は、市町村と共有し、効果的な保健事業の施策立案や実施、さらには、実施後の評価等に活用することにより、被保険者の病気の予防や健康づくりに役立ててまいります。

(3) 安心して医療サービスを受けられる環境づくり

① 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者への保険者としての対応

広域連合では、震災や原発事故発生以後、被保険者、医療機関、市町村等から寄せられた多数の問い合わせに対応するとともに、被災された被保険者が、引き続き安心して医療を受けられるよう、構成市町村と連携し、県内外へ避難された被保険者への被保険者証の交付、保険料の減免や一部負担金の免除を行い、また、行政機能ごと移転を余儀なくされた自治体へ標準システムの移設等、震災に伴う大量の業務に現在も対応しているところです。

このような震災等により発生した業務が平成24年度以降も継続する見込みであることから、広域連合では、市町村の協力を得て、被災者が適切な医療が受けられるよう保険者として適時適切に対応してまいります。

② 医療や健康維持等に関するきめ細やかなサービス体制の整備

被保険者の多様な医療や健康維持に対する要望に応えるため、広域連合では、市町村における地域福祉団体や医療提供施設等と連携して行う出前講座等の実施を支援するなど、地域の特性に合わせたより細やかな医療や健康維持サービス体制の構築に努めてまいります。

また、広域連合では、被保険者代表を含む医療・福祉の代表者から構成する「医療懇談会」を活用し、被保険者等のニーズの把握に努めてまいります。

③ 被保険者・支援世代に対する分かりやすい制度の周知・広報

後期高齢者医療制度の円滑な運営には、被保険者はもちろんのこと、支援世代からも制度への理解をいただくことが必要です。広域連合は、これらの方々から制度

への理解がいただけるように、広域連合では、引き続き報道機関への広報やポスターの掲示、さらには被保険者に分かりやすいホームページの作成に努めるとともに、市町村では、広報誌やホームページでの広報に加え、被保険者証や制度関連資料送付時に分かりやすいチラシを同封するなど、広域連合と市町村が連携して、きめ細やかな周知・広報活動を行ってまいります。

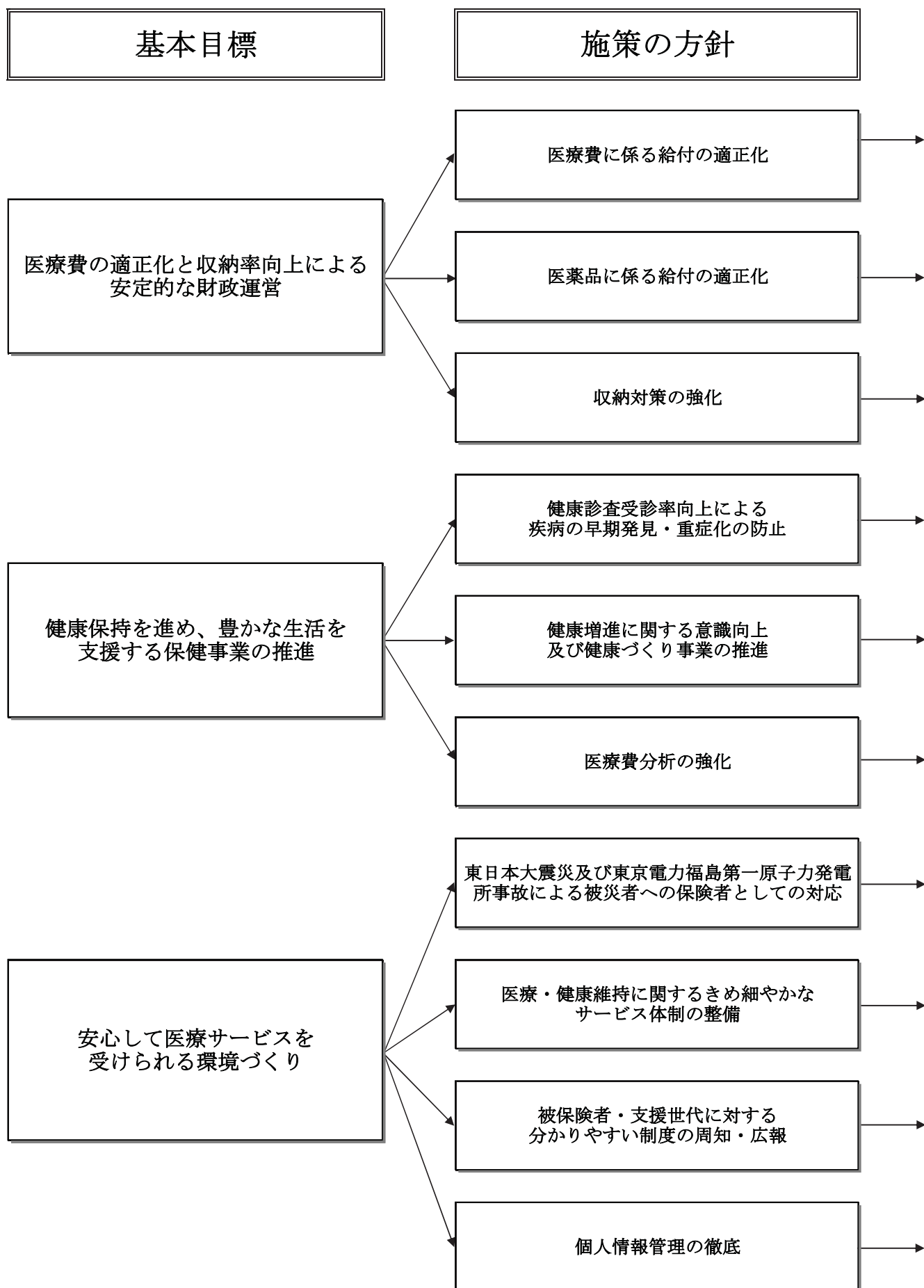
一方、市町村では、行政相談会や健康教室等での制度内容の説明や来庁者に対する各種申請手続きの丁寧な説明を行うなど、市町村の窓口機能の強化を図ることにより、被保険者の制度に対する疑問や不安の解消にも努めてまいります。

④ 個人情報管理の徹底

広域連合及び市町村には、被保険者の氏名・住所をはじめ、受診履歴、健診データ、所得情報など、被保険者の重要な個人情報を保有しており、これらの情報の管理徹底は、被保険者のプライバシーを守り、安定的な制度運営を確保するためにも必要不可欠なものです。

そのため、現在、広域連合では、情報セキュリティ体制確保のため、適時、事務局内で個人情報保護に関する研修や市町村への情報セキュリティ監査を実施しておりますが、今後とも、これらの研修や監査を、引き続き実施することにより、広域連合及び市町村職員における情報セキュリティに対する意識啓発を行い、更なる情報セキュリティ体制の確保に努めてまいります。

3. 基本目標及び施策の方針から具体的施策への展開



具体的な施策	
広域連合	市町村

→	<ul style="list-style-type: none"> ○レセプト点検業務の強化 ○重複・頻回受診防止のための広報及び訪問指導 ○第三者行為等損害賠償請求事務の強化 	
→	<ul style="list-style-type: none"> ○ジェネリック医薬品使用促進のための新聞広報等 ○ジェネリック医薬品希望カードの送付 ○ジェネリック医薬品使用による差額通知の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ジェネリック医薬品使用促進について市町村広報誌及びポスター掲示等による広報 ○新被保険者へのジェネリック医薬品希望カードの配付
→	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料収納対策計画の策定 ○保険料納付についての新聞広報等 ○収納対策実施状況の確認及び収納対策の強化依頼 ○収納率の適切な把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料収納対策計画に基づく滞納整理事務実施 ○保険料納付についての広報誌等による周知 ○収納対策実施状況の報告 ○収納データの送信
→	<ul style="list-style-type: none"> ○健診データの適正管理 ○リーフレット等による受診勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ○健診データの有効利用 ○個別通知等による受診勧奨 ○健診実施期間の延長、夜間及び休日健診の実施 ○がん健診との同時実施
→	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発パンフレット等の作成支援 ○市町村への事業勧奨・助言 ○市町村が実施した事業への補助金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ○敬老会・老人会の事業支援 ○運動教室・健康教室の実施 ○人間ドックの実施 ○保養施設等の利用助成
→	<ul style="list-style-type: none"> ○レセプトデータ、健診データ等の収集・分析 ○地域の医療特性の把握と課題の明確化 ○実態に即した保健事業の立案支援 ○保健事業実施後の評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○分析結果の共有 ○医療特性の把握と地域の課題の明確化 ○実態に即した保健事業の立案・実施
→	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者、医療機関等からの問い合わせ対応 ○保険料減免の実施 ○一部負担金免除・還付の実施 ○避難者への健診提供体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者、医療機関等からの問い合わせ対応 ○保険料減免・還付実施 ○一部負担金還付申請受理・送達 ○避難者への健診受診の周知・手続き
→	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者代表を含む各代表者との懇談会の実施 ○市町村出前講座の支援（資料提供・職員派遣等） ○的確な電話対応のため、職員への接遇・制度研修実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種申請を要する事項に対する申請勧奨 ○市町村による出前講座及び説明会 ○福祉団体・医療関係団体等との連携強化
→	<ul style="list-style-type: none"> ○制度周知のためのパンフレット・ポスター等作成 ○ホームページ・新聞・テレビ等の全県的な広報 ○適切な情報公開の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○パンフレット・ポスター等の作成・配付・掲示 ○市町村広報誌による制度周知 ○来庁者への分かりやすい説明
→	<ul style="list-style-type: none"> ○情報セキュリティ監査の実施（広域連合、市町村） ○情報セキュリティ研修 ○情報公開・個人情報保護審査会 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村での情報セキュリティ体制の確認 ○各市町村での情報セキュリティ研修 ○情報セキュリティポリシー・手順書等の遵守の徹底

第4 広域連合及び構成市町村が行う事務

1. 明確な事務分担による事務処理の円滑化

広域連合及び構成市町村は、関係法令にてそれぞれが行うものとされた事務を適切に行うことで事務処理の円滑化を図ってまいります。

<主な事務の分担表>

	広域連合の主な事務	市町村の主な事務
財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政計画の策定 ・ 健全な財政運営 ・ 適正な保険料負担の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負担金の納付
資格管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の資格情報管理 ・ 被保険者資格の認定（取得・喪失） ・ 障害認定申請の認定及び却下 ・ 被保険者証の交付 ・ 資格証明書の交付 ・ 一部負担金割合の判定 ・ 基準収入額適用申請の認定及び却下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳情報等の提供 ・ 資格管理に関する申請等の受付 ・ 障害認定申請の受付 ・ 被保険者証の引渡し・回収 ・ 資格証明書の引渡し・回収 ・ 一部負担金割合の変更に伴う被保険者証の差替え・回収 ・ 基準収入額適用申請の受付
保険料の賦課・徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得情報の収集 ・ 保険料率の決定 ・ 保険料の賦課 ・ 保険料減免・徴収猶予の決定 ・ 保険料収納対策実施計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得状況の把握及び広域連合への情報提供 ・ 簡易申告書・所得照会書の送付及び回収 ・ 保険料納期の決定 ・ 保険料決定通知・納入通知書の送付 ・ 保険料の徴収 ・ 保険料減免・徴収猶予申請受付 ・ 保険料収納対策の実施

	広域連合の役割	市町村の役割
医療給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療給付費の審査支払 ・ 療養費の審査支払 ・ 高額療養費の審査支払 ・ 高額介護合算療養費の審査支払 ・ 葬祭費の支払 ・ 給付制限の決定 ・ 一部負担金減免・徴収猶予の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療給付に係る支給申請書等の受付
医療費適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト点検の実施 ・ 医療費通知の実施 ・ 医療費分析の実施 ・ ジェネリック医薬品の普及促進 ・ 重複・頻回受診者への指導・助言 ・ 第三者行為求償事務の実施 ・ 不正・不当利得への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問指導、健康教室等の実施 ・ 第三者行為等による傷病届の受付
保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診査事業の運営 ・ 健康支援訪問指導の実施 ・ 健康増進に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診査の実施 ・ 健康づくり事業の計画・実施 ・ 健康相談の実施
制度周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレット等の作成、配布 ・ 各種申請手続き等の通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村広報誌等による周知 ・ 被保険者への説明会の実施

第5 広域計画推進のために

1. 広域連合と構成市町村との連携強化

① 効率的な事務処理体制の構築

広域連合は、市町村と連携し、現行標準システムの効果的運用により適正な事務を行うとともに、今後、予定されている標準システムの更改に適切に対応いたします。また、各種事務におけるそれぞれの役割を明確にしたうえで、統一された事務処理マニュアルを作成・共有し、広域連合と構成市町村での効率的な事務処理体制の構築に努めてまいります。

② 構成市町村との情報交換の充実による円滑な制度運営

広域連合と構成市町村では、制度発足後、「構成市町村協議会」及び「実務者研究会」等を開催し、互いに情報交換を実施してきたことから、今後とも、同会議等を活用し、運営主体である広域連合と主に窓口業務を担う市町村との情報交換をより緊密に行い、現存する課題を両者の連携の下、早期に解決し、より円滑な制度運営に努めてまいります。

2. 広域連合と他の医療保険者の連携強化

① 他の医療保険者との連携・協力の推進

保健事業や医療費適正化事業等を県内医療保険者が連携して実施することが、各々の保険者の保険者機能を一層高めることとなることから、県内の医療保険者を構成員とする「福島県保険者協議会」が設置されています。

本広域連合では、他の保険者との緊密な情報交換や各種連携事業を実施することにより、後期高齢者医療制度の円滑な運営のみならず、県内医療保険制度全体が効果的に運営できるよう、同保険者協議会に積極的に参画してまいります。

資料編

資料 1 福島県後期高齢者医療広域連合規約

資料 2 制度運営のしくみについて

資料 3 高齢者医療の概況〈抜粋版〉

資料 1

福島県後期高齢者医療広域連合規約

(福島県指令市町村第1498号)

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、福島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する市町村)

第2条 広域連合は、福島県内の別表第1に掲げる市町村（以下「構成市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、福島県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち、別表第2に定める事務については構成市町村において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の実施期間に関すること。
- (3) 広域計画の改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、福島県福島市中町8番2号に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、16人とする。

2 広域連合議員は、構成市町村の長及び議会の議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 市長 4人
- (2) 町村長 4人
- (3) 市議会議員 4人
- (4) 町村議会議員 4人

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の推薦のあった者を候補者とする。

- (1) 前条第2項第1号に掲げる者 構成市町村のすべての市長をもって組織する団体又は構成市町村(市に限る。)の長のうちその総数の4分の1以上の者
- (2) 前条第2項第2号に掲げる者 構成市町村のすべての町村長をもって組織する団体又は構成市町村(町村に限る。)の長のうちその総数の4分の1以上の者
- (3) 前条第2項第3号に掲げる者 構成市町村のすべての市議会の議長をもって組織する団体又は構成市町村(市に限る。)の議会の議員のうちその定数の総数の20分の1以上の者
- (4) 前条第2項第4号に掲げる者 構成市町村のすべての町村議会の議長をもって組織する団体又は構成市町村(町村に限る。)の議会の議員のうちその定数の総数の20分の1以上の者

2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者のうちから、前条第2項第1号及び第3号に規定する者にあつては各市議会、前条第2項第2号及び第4号に規定する者にあつては各町村議会において選挙するものとする。

3 広域連合議員の当選人は、市議会における選挙についてはすべての市議会の、町村議会における選挙についてはすべての町村議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該構成市町村の長又は議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が構成市町村の長又は議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があつたとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に広域連合長及び副広域連合長1人を置く。

2 広域連合に会計管理者を置く。

3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、構成市町村の長のうちから、構成市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

5 会計管理者は、構成市町村の会計管理者（地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により、従前の例により在職するものとされた収入役を含む。）のうちから、広域連合長が選任する。

（広域連合の執行機関の任期）

第13条 広域連合長の任期は、当該市町村長の任期による。

2 副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、構成市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

3 会計管理者が構成市町村の会計管理者でなくなったときは、同時にその職を失う。

（補助職員）

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

（選挙管理委員会）

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、構成市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

（監査委員）

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（広域連合の経費の支弁の方法）

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

（1）構成市町村の負担金

（2）事業収入

（3）国及び県の支出金

（4）その他

2 前項第1号に規定する構成市町村の負担金の額は、別表第3により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年2月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条第2項、第12条第5項及び第13条第3項 平成19年4月1日

(2) 第4条並びに別表第3の2の項及び3の項 平成20年4月1日

(補助職員に関する経過措置)

2 平成19年3月31日までの間は、第14条中「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と読み替えるものとする。

(広域連合の処理する事務に関する経過措置)

3 平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

(選挙に関する特例)

4 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、福島県福島市上町4番25号にて行うものとする。

別表第1（第2条関係）

福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 桑折町 国見町 川俣町 飯野町 大玉村 鏡石町 天栄村 下郷町 檜枝岐村 只見町 南会津町 北塩原村 西会津町 磐梯町 猪苗代町 会津坂下町 湯川村 柳津町 三島町 金山町 昭和村 会津美里町 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町 矢祭町 塙町 鮫川村 石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町 三春町 小野町 広野町 楢葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 新地町 飯舘村

別表第2（第4条関係）

- (1) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- (2) 被保険者証及び資格証明書の引渡し
- (3) 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- (4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- (5) 保険料に関する申請の受付
- (6) 前各号の事務に付随する事務

別表第3（第17条関係）

1 共通経費

項目	負担割合	備考
均等割	10%	1 高齢者人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。 2 人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。
高齢者人口割	45%	
人口割	45%	

2 医療給付に要する経費

法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

3 保険料その他の納付金

項目	市町村が納付すべき額
法第105条に定める市町村が納付すべき額	市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

資料 2

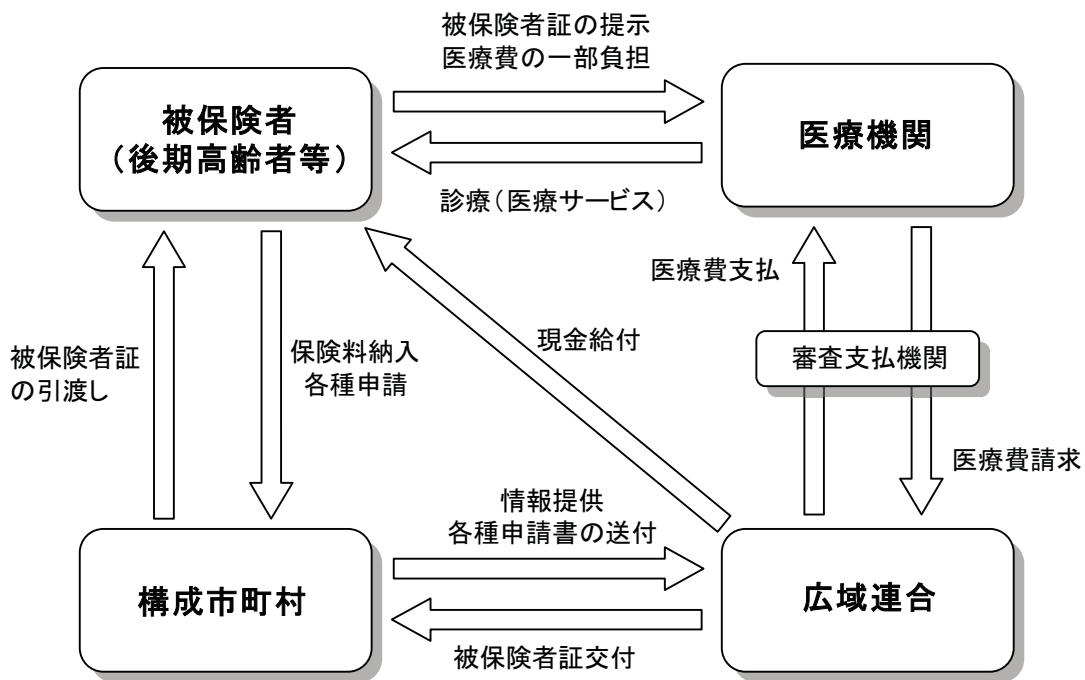
後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者と、65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方を対象とする独立した医療制度です。

制度を運営する主体として、福島県内の全市町村が加入する広域連合が設けられており、広域連合において財政運営全般、被保険者証の発行、保険料の賦課、医療給付費の支払い等を行い、市町村では保険料徴収と被保険者証引渡し等の窓口業務を行います。

後期高齢者等の被保険者は保険料を納め、広域連合が交付する被保険者証を医療機関に提示することで、医療費の1割負担（現役並み所得者は3割）で診療を受けることができます。

後期高齢者医療制度のしくみ（平成20年4月から）



しかし、この制度も施行当初に、制度内容の周知不足などにより、多くの問い合わせや意見が寄せられ、わかりやすく親しみやすいものとなるよう制度の周知等に務めてきました。

また、国においては、保険料の負担軽減の拡充など制度の劇的な変化を緩和する取り組みが行われてきました。

○主な改正点

保険料の軽減措置と激変緩和措置

	低所得者	被扶養者
恒常的な措置	○被保険者均等割の7割、5割、2割軽減	○所得割の賦課なし ○制度加入時から2年間 ・被保険者均等割の5割軽減
平成20年度における措置	○被保険者均等割7割軽減世帯の8.5割軽減 ○所得割の50%軽減	○4月～9月 ・保険料負担の凍結 ○10月以降 ・被保険者均等割の9割軽減
平成21年度における措置	○被保険者均等割7割軽減世帯の9割軽減又は8.5割軽減 ○所得割の50%軽減継続	○被保険者均等割の9割軽減継続
平成22年度における措置	○上記措置の継続	○上記措置の継続
平成23年度における措置	○上記措置の継続	○上記措置の継続

その他の改正点

平成20年度 制度改正	○普通徴収（口座振替）の対象者を拡大（一定条件あり） ○75歳到達月の自己負担限度額2分の1の特例適用
平成21年度 制度改正	○普通徴収（口座振替）の対象者を拡大（条件の撤廃）

資料 3

後期高齢者医療概況＜抜粋版＞

- 市町村別被保険者数（各年度 3 月 31 日現在）
- 市町村別収納率（現年度分）（各年度 5 月 31 日現在）
- 市町村別給付費の状況（各年度 3 月 31 日現在）
- 市町村別一人あたり給付費の状況（年間）
- 市町村別葬祭費の支給状況（年間）
- 市町村別健康診査受診率の状況

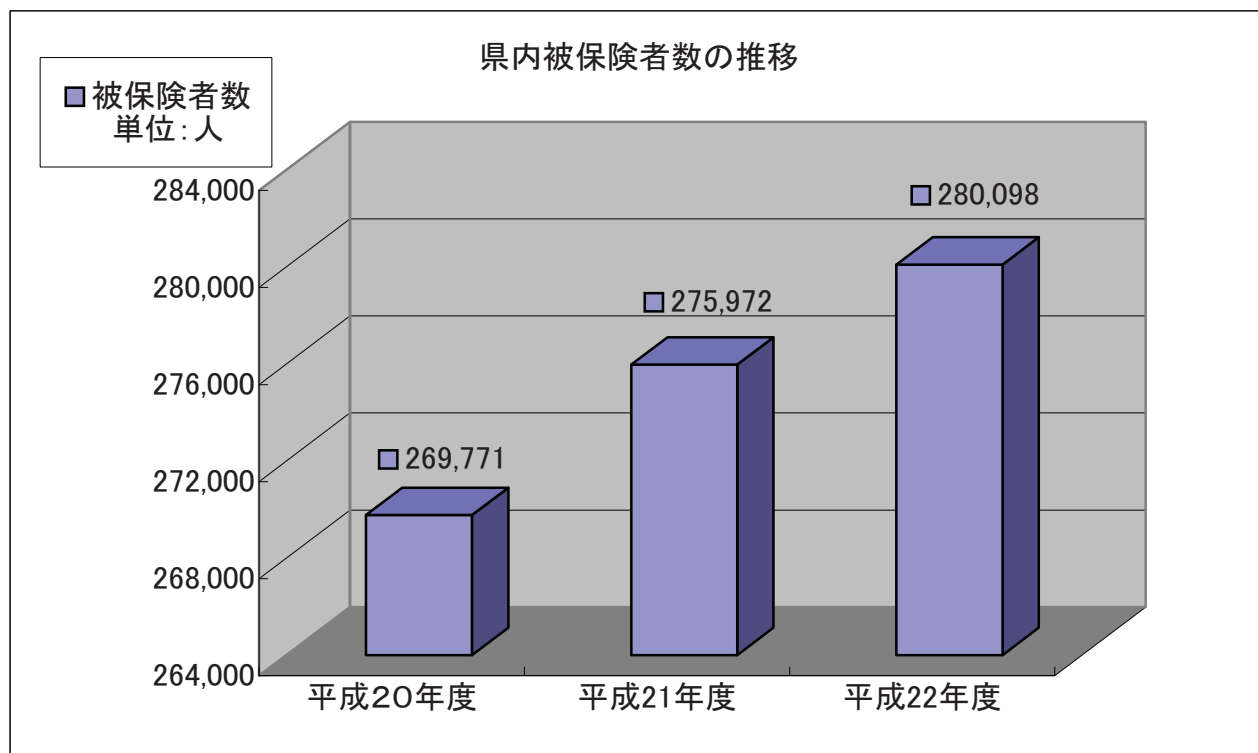
市町村別被保険者数(各年度3月31日現在)

(単位:人)

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
福島市	34,456	35,519	36,582
会津若松市	16,589	16,981	17,320
郡山市	32,696	33,703	34,811
いわき市	43,475	44,479	45,072
白河市	7,855	8,098	8,280
須賀川市	8,951	9,169	9,277
喜多方市	9,694	9,813	9,911
相馬市	5,344	5,457	5,418
二本松市	9,034	9,268	9,338
田村市	6,754	6,903	6,988
南相馬市	10,149	10,366	10,320
伊達市	10,291	10,449	10,612
本宮市	3,947	4,022	4,117
桑折町	2,257	2,302	2,337
国見町	1,652	1,698	1,709
川俣町	2,936	2,959	2,970
大玉村	1,210	1,218	1,231
鏡石町	1,381	1,414	1,422
天栄村	1,045	1,060	1,067
下郷町	1,444	1,479	1,470
檜枝岐村	122	122	123
只見町	1,285	1,305	1,282
南会津町	3,842	3,906	3,946
北塩原村	589	590	575
西会津町	2,037	2,025	2,006
磐梯町	724	749	744
猪苗代町	2,944	2,977	2,997
会津坂下町	3,209	3,265	3,267
湯川村	622	615	615
柳津町	975	988	986
三島町	619	629	626
金山町	930	925	919
昭和村	580	571	570
会津美里町	4,450	4,528	4,536
西郷村	1,883	1,945	1,957
泉崎村	881	906	927
中島村	640	661	674
矢吹町	2,156	2,233	2,242
棚倉町	2,175	2,225	2,243
矢祭町	1,287	1,305	1,304
塙町	1,781	1,819	1,838
鮫川村	801	806	818

(単位:人)

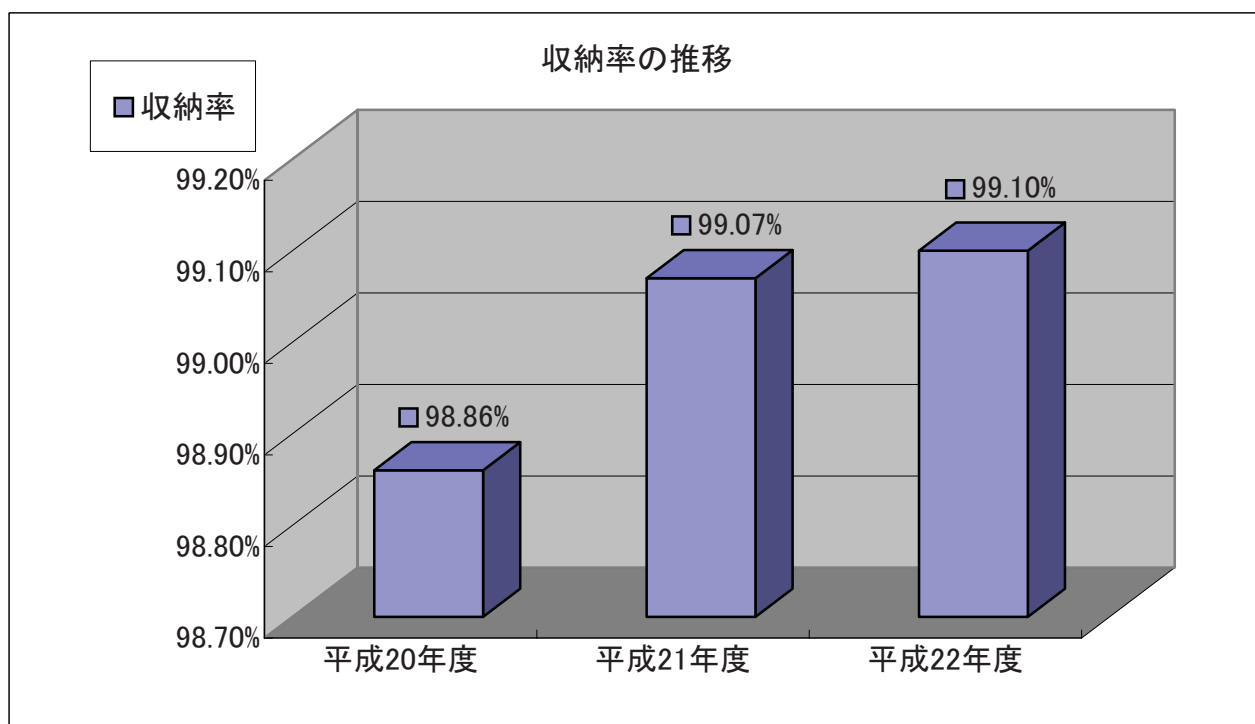
市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
石川町	2,750	2,829	2,848
玉川村	993	1,012	1,024
平田村	992	982	988
浅川町	976	984	1,005
古殿町	1,215	1,254	1,277
三春町	2,733	2,789	2,823
小野町	1,901	1,938	1,935
広野町	691	695	711
檜葉町	1,176	1,187	1,213
富岡町	1,802	1,862	1,873
川内村	666	672	667
大熊町	1,187	1,209	1,210
双葉町	1,136	1,150	1,113
浪江町	3,096	3,154	3,169
葛尾村	303	309	316
新地町	1,333	1,340	1,317
飯館村	1,129	1,154	1,162
計	269,771	275,972	280,098



市町村別収納率(現年度分)(各年度5月31日現在)

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
福島市	98.97	98.99	99.04
会津若松市	98.67	99.26	99.37
郡山市	98.96	98.99	98.75
いわき市	98.21	98.86	99.02
白河市	98.68	98.86	99.17
須賀川市	99.01	99.11	99.14
喜多方市	99.53	99.44	99.72
相馬市	98.61	99.07	99.03
二本松市	99.58	99.67	99.70
田村市	98.80	99.28	99.15
南相馬市	99.07	98.67	98.97
伊達市	99.13	99.24	99.09
本宮市	99.14	98.98	99.26
桑折町	98.68	98.82	99.02
国見町	98.77	98.99	99.77
川俣町	99.03	98.58	99.45
大玉村	99.61	100.00	99.77
鏡石町	99.17	98.96	99.69
天栄村	100.00	100.00	100.00
下郷町	99.65	99.99	99.86
檜枝岐村	100.00	100.00	100.00
只見町	99.72	99.66	99.85
南会津町	97.63	98.54	96.69
北塩原村	97.19	98.11	98.77
西会津町	99.80	99.95	99.96
磐梯町	99.98	99.98	100.00
猪苗代町	99.33	99.70	99.88
会津坂下町	98.96	99.34	99.18
湯川村	99.57	99.53	99.59
柳津町	99.78	99.83	99.94
三島町	100.00	100.00	100.00
金山町	99.58	99.87	100.00
昭和村	99.77	99.74	99.76
会津美里町	99.23	99.45	99.38
西郷村	98.95	97.90	98.87
泉崎村	98.80	97.77	99.76
中島村	99.55	99.15	99.85
矢吹町	99.60	99.09	99.32
棚倉町	98.95	98.93	99.39
矢祭町	99.83	99.07	99.29
塙町	99.38	99.36	99.44
鮫川村	100.00	100.00	100.00

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
石川町	99.44	99.11	99.50
玉川村	100.00	100.00	100.00
平田村	96.40	98.69	99.33
浅川町	99.72	99.65	99.59
古殿町	98.92	99.30	99.77
三春町	99.04	99.74	99.38
小野町	99.46	99.34	99.59
広野町	99.54	98.27	99.48
檜葉町	99.58	99.60	99.37
富岡町	98.04	99.13	98.36
川内村	99.68	100.00	98.88
大熊町	98.86	99.30	98.85
双葉町	99.69	99.81	99.45
浪江町	99.26	99.47	98.68
葛尾村	99.39	100.00	99.29
新地町	100.00	99.85	99.52
飯館村	97.67	99.34	99.11
平均	98.86	99.07	99.10



市町村別給付費の状況(各年度3月31日現在)

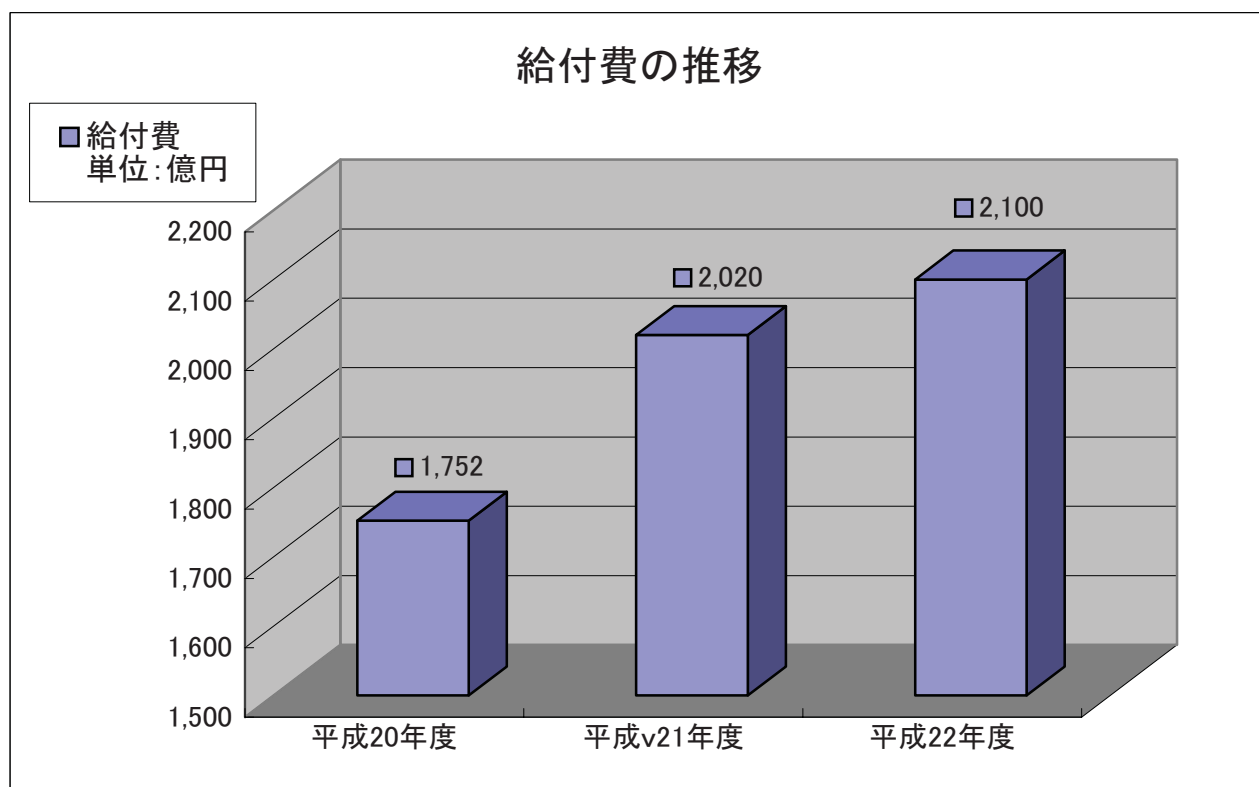
(単位:円)

市町村名	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
福島市	978,747	21,759,541,886	1,122,001	25,566,921,528	1,141,215	27,253,330,437
会津若松市	462,688	10,718,245,754	526,108	12,180,995,354	526,450	12,678,119,729
郡山市	836,892	22,147,434,983	970,163	25,892,945,260	973,275	26,955,435,631
いわき市	1,366,824	32,182,844,250	1,554,057	37,390,335,360	1,587,033	38,638,777,837
白河市	187,554	5,049,929,347	223,507	5,724,866,694	223,210	5,803,256,098
須賀川市	230,658	5,774,008,573	267,687	6,546,527,037	274,683	6,934,063,550
喜多方市	240,973	6,762,281,496	272,726	7,479,148,005	274,079	7,646,609,695
相馬市	136,549	3,197,790,333	157,715	3,644,812,564	156,192	3,744,411,684
二本松市	214,328	5,484,058,890	247,608	6,193,084,093	254,861	6,511,643,800
田村市	160,251	3,880,838,493	190,477	4,831,135,047	196,383	4,936,046,983
南相馬市	263,512	6,252,112,925	307,477	7,250,235,582	320,407	7,733,590,243
伊達市	285,706	6,157,314,471	330,378	7,207,872,816	336,908	7,724,369,598
本宮市	101,536	2,564,899,888	118,991	2,899,912,805	120,521	3,044,422,259
桑折町	67,775	1,237,530,704	76,688	1,496,141,320	73,284	1,530,095,958
国見町	41,190	932,007,714	47,497	1,059,823,760	43,534	1,126,464,289
川俣町	70,902	1,759,382,302	80,397	2,019,289,765	80,554	2,076,799,335
(旧)飯野町	6,069	169,061,257				
大玉村	29,691	776,710,211	35,319	847,472,464	35,007	853,234,165
鏡石町	34,197	891,418,152	39,362	1,030,666,297	39,810	1,035,327,599
天栄村	27,014	686,977,415	30,490	753,444,524	30,862	786,626,812
下郷町	27,791	796,290,202	32,632	982,830,814	32,780	965,051,915
檜枝岐村	1,965	62,467,560	2,394	71,855,061	2,570	65,496,026
只見町	29,301	618,082,632	33,421	715,585,343	33,387	735,526,091
南会津町	81,950	2,002,443,186	96,129	2,285,655,578	100,572	2,574,803,837
北塩原村	14,390	445,327,460	15,821	456,046,977	15,940	476,257,548
西会津町	37,877	1,056,593,429	42,722	1,298,271,266	39,852	1,271,180,552
磐梯町	20,199	460,710,235	22,343	487,062,905	22,385	506,058,136
猪苗代町	76,116	2,030,011,611	85,843	2,285,468,439	84,445	2,354,168,597
会津坂下町	68,151	1,951,814,901	78,471	2,222,295,060	71,668	2,236,453,826
湯川村	15,060	412,876,748	16,438	441,829,468	15,601	446,142,091
柳津町	19,262	608,774,641	21,423	636,531,393	18,855	629,608,163
三島町	13,974	347,673,411	15,870	396,756,235	15,896	400,745,343
金山町	24,952	556,224,208	27,671	606,542,333	26,327	561,036,273
昭和村	13,700	328,257,090	15,470	362,489,284	13,967	370,865,897
会津美里町	99,148	2,761,231,294	113,577	3,320,733,790	114,753	3,472,443,538
西郷村	39,897	1,110,856,457	47,289	1,310,405,209	48,202	1,360,593,871
泉崎村	22,218	558,107,948	26,516	602,169,434	26,435	666,187,992
中島村	14,536	377,867,269	16,764	373,300,073	17,452	424,686,901
矢吹町	54,887	1,470,968,316	63,192	1,616,637,988	64,570	1,747,506,509
棚倉町	40,346	1,268,651,238	48,145	1,505,351,192	48,068	1,456,422,772
矢祭町	19,572	628,872,486	23,308	737,612,317	22,936	725,413,260
塙町	28,004	1,007,964,744	31,871	1,118,919,089	32,005	1,150,223,493

(単位:円)

市町村名	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
鮫川村	15,475	469,978,083	17,684	527,135,034	17,537	498,335,926
石川町	70,235	1,770,178,421	81,041	2,057,860,404	80,944	2,108,089,531
玉川村	25,270	614,590,287	28,822	663,795,161	29,846	709,052,544
平田村	23,780	730,574,713	27,743	832,161,127	27,304	796,514,294
浅川町	21,407	570,478,495	25,134	659,800,595	25,881	655,938,940
古殿町	32,469	806,681,565	38,946	929,652,385	39,513	981,811,033
三春町	67,136	1,644,378,489	77,197	1,822,197,045	78,328	1,914,980,218
小野町	42,775	1,245,417,346	49,591	1,459,227,208	47,974	1,445,486,953
広野町	18,303	662,144,707	20,627	702,325,542	21,351	720,198,858
檜葉町	31,169	826,976,213	36,758	976,506,566	36,976	926,130,663
富岡町	47,838	1,389,409,343	56,411	1,490,105,069	58,015	1,464,003,214
川内村	15,682	454,755,707	18,303	533,146,885	17,628	481,020,793
大熊町	32,886	815,083,610	38,283	892,391,943	38,444	939,673,842
双葉町	23,676	661,633,445	30,806	777,702,615	31,317	829,787,419
浪江町	72,682	1,792,036,584	83,372	2,006,158,463	86,475	2,106,489,999
葛尾村	6,952	165,454,732	8,587	231,520,277	8,982	229,380,356
新地町	31,083	664,148,832	36,713	847,381,534	34,924	869,864,440
飯館村	26,038	637,635,277	29,677	712,137,199	33,850	759,194,265
計	7,111,208	175,168,011,959	8,181,653	201,971,184,575	8,272,223	210,045,451,621

※平成20年度は、制度初年度のため11か月分の合計
※第三者納付金、一部負担金返還金、返還金の収入を除く



市町村別一人あたり給付費の状況(年間)

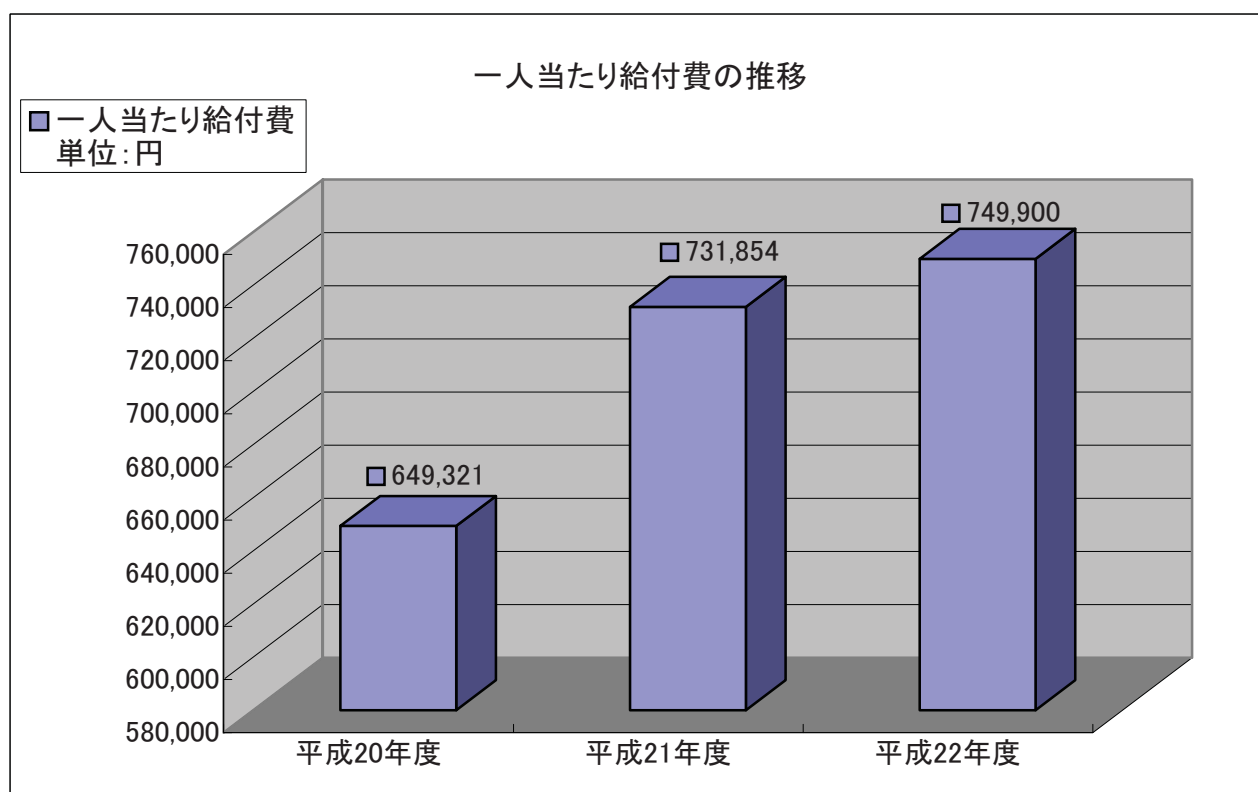
(単位:円)

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
福島市	631,517	719,810	744,993
会津若松市	646,106	717,331	731,993
郡山市	677,374	768,268	774,337
いわき市	740,261	840,629	857,268
白河市	642,894	706,948	700,876
須賀川市	645,069	713,985	747,447
喜多方市	697,574	762,167	771,528
相馬市	598,389	667,915	691,106
二本松市	607,047	668,222	697,327
田村市	574,599	699,860	706,360
南相馬市	616,032	699,425	749,379
伊達市	598,320	689,815	727,890
本宮市	649,835	721,013	739,476
桑折町	548,308	649,931	654,727
国見町	564,169	624,160	659,137
川俣町	599,245	682,423	699,259
大玉村	641,909	695,790	693,123
鏡石町	645,487	728,901	728,078
天栄村	657,395	710,797	737,232
下郷町	551,448	664,524	656,498
檜枝岐村	512,029	588,976	532,488
只見町	480,998	548,341	573,733
南会津町	521,198	585,165	652,510
北塩原村	756,074	772,961	828,274
西会津町	518,701	641,122	633,689
磐梯町	636,340	650,284	680,186
猪苗代町	689,542	767,709	785,508
会津坂下町	608,232	680,642	684,559
湯川村	663,789	718,422	725,434
柳津町	624,384	644,263	638,548
三島町	561,669	630,773	640,168
金山町	598,091	655,721	610,486
昭和村	565,961	634,832	650,642
会津美里町	620,501	733,378	765,530
西郷村	589,940	673,730	695,245
泉崎村	633,494	664,646	718,649
中島村	590,418	564,750	630,099
矢吹町	682,267	723,976	779,441
棚倉町	583,288	676,562	649,319
矢祭町	488,634	565,220	556,299
塙町	565,954	615,129	625,802
鮫川村	586,739	654,014	609,213

(単位:円)

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
石川町	643,701	727,416	740,200
玉川村	618,923	655,924	692,434
平田村	736,466	847,415	806,189
浅川町	584,507	670,529	652,676
古殿町	663,935	741,350	768,842
三春町	601,675	653,351	678,349
小野町	655,138	752,955	747,022
広野町	958,241	1,010,540	1,012,938
檜葉町	703,211	822,668	763,504
富岡町	771,037	800,271	781,635
川内村	682,816	793,373	721,171
大熊町	686,675	738,124	776,590
双葉町	582,424	676,263	745,541
浪江町	578,823	636,068	664,718
葛尾村	546,055	749,257	725,887
新地町	498,236	632,374	660,489
飯館村	564,779	617,103	653,351
平均	649,321	731,854	749,900

※平成20年度は、制度初年度のため11か月分の平均



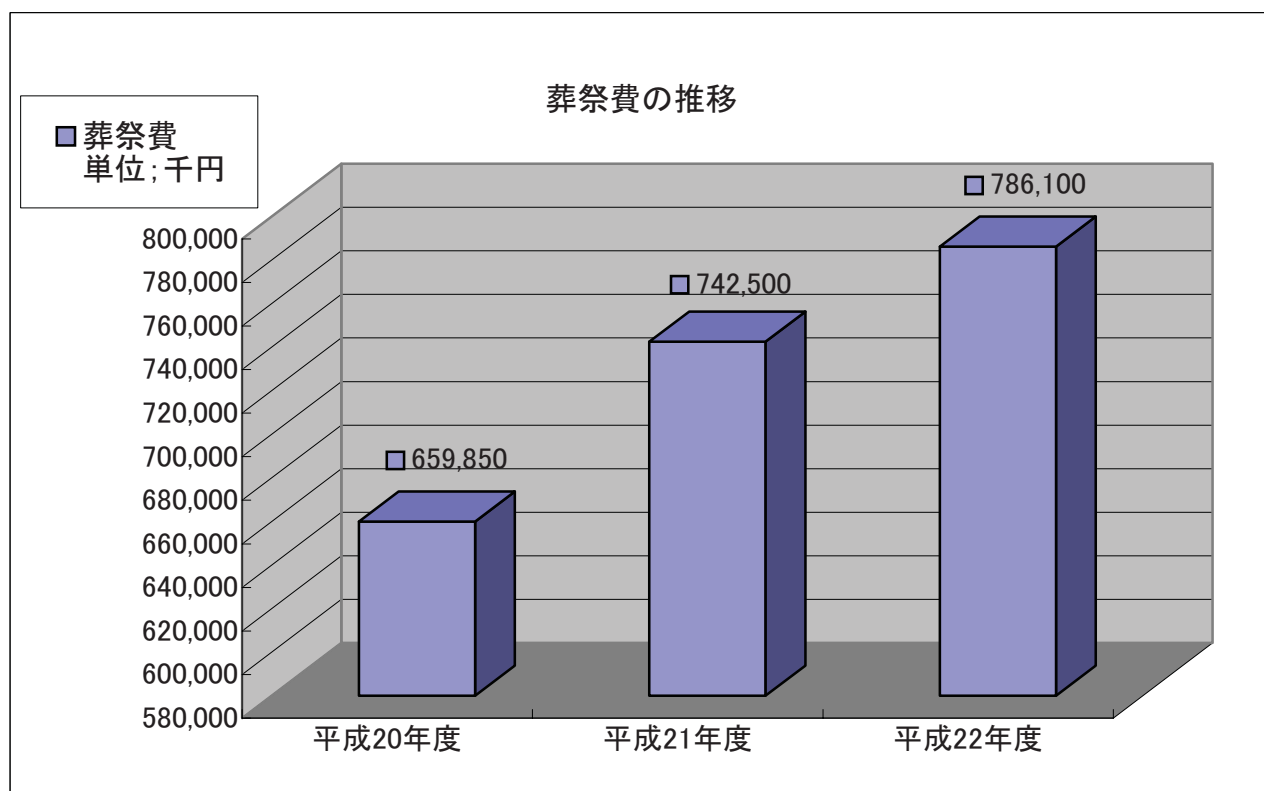
市町村別葬祭費の支給状況(年間)

(単位:円)

市町村名	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
福島市	1,636	81,800,000	1,871	93,550,000	1,920	96,000,000
会津若松市	754	37,700,000	852	42,600,000	917	45,850,000
郡山市	1,480	74,000,000	1,768	88,400,000	1,815	90,750,000
いわき市	2,275	113,750,000	2,447	122,350,000	2,513	125,650,000
白河市	362	18,100,000	353	17,650,000	385	19,250,000
須賀川市	440	22,000,000	520	26,000,000	582	29,100,000
喜多方市	461	23,050,000	539	26,950,000	567	28,350,000
相馬市	269	13,450,000	297	14,850,000	325	16,250,000
二本松市	496	24,800,000	497	24,850,000	504	25,200,000
田村市	339	16,950,000	406	20,300,000	406	20,300,000
南相馬市	503	25,150,000	549	27,450,000	568	28,400,000
伊達市	486	24,300,000	584	29,200,000	620	31,000,000
本宮市	192	9,600,000	228	11,400,000	207	10,350,000
桑折町	98	4,900,000	123	6,150,000	143	7,150,000
国見町	68	3,400,000	69	3,450,000	108	5,400,000
川俣町	164	8,200,000	173	8,650,000	195	9,750,000
(旧)飯野町	14	700,000				
大玉村	61	3,050,000	64	3,200,000	69	3,450,000
鏡石町	64	3,200,000	72	3,600,000	88	4,400,000
天栄村	63	3,150,000	68	3,400,000	80	4,000,000
下郷町	74	3,700,000	81	4,050,000	87	4,350,000
檜枝岐村	5	250,000	7	350,000	9	450,000
只見町	61	3,050,000	81	4,050,000	84	4,200,000
南会津町	197	9,850,000	181	9,050,000	199	9,950,000
北塩原村	19	950,000	35	1,750,000	34	1,700,000
西会津町	88	4,400,000	136	6,800,000	125	6,250,000
磐梯町	31	1,550,000	28	1,400,000	40	2,000,000
猪苗代町	171	8,550,000	187	9,350,000	191	9,550,000
会津坂下町	127	6,350,000	163	8,150,000	203	10,150,000
湯川村	34	1,700,000	34	1,700,000	35	1,750,000
柳津町	54	2,700,000	49	2,450,000	61	3,050,000
三島町	24	1,200,000	31	1,550,000	28	1,400,000
金山町	39	1,950,000	51	2,550,000	51	2,550,000
昭和村	24	1,200,000	34	1,700,000	30	1,500,000
会津美里町	186	9,300,000	252	12,600,000	305	15,250,000
西郷村	96	4,800,000	87	4,350,000	108	5,400,000
泉崎村	55	2,750,000	61	3,050,000	56	2,800,000
中島村	36	1,800,000	34	1,700,000	32	1,600,000
矢吹町	116	5,800,000	112	5,600,000	149	7,450,000
棚倉町	109	5,450,000	122	6,100,000	119	5,950,000
矢祭町	67	3,350,000	66	3,300,000	90	4,500,000
塙町	88	4,400,000	111	5,550,000	100	5,000,000

(単位:円)

市町村名	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
鮫川村	43	2,150,000	41	2,050,000	49	2,450,000
石川町	146	7,300,000	152	7,600,000	158	7,900,000
玉川村	56	2,800,000	59	2,950,000	57	2,850,000
平田村	55	2,750,000	68	3,400,000	64	3,200,000
浅川町	61	3,050,000	74	3,700,000	69	3,450,000
古殿町	39	1,950,000	72	3,600,000	62	3,100,000
三春町	140	7,000,000	167	8,350,000	151	7,550,000
小野町	102	5,100,000	100	5,000,000	139	6,950,000
広野町	54	2,700,000	47	2,350,000	47	2,350,000
檜葉町	61	3,050,000	79	3,950,000	68	3,400,000
富岡町	92	4,600,000	104	5,200,000	104	5,200,000
川内村	24	1,200,000	30	1,500,000	44	2,200,000
大熊町	66	3,300,000	71	3,550,000	86	4,300,000
双葉町	49	2,450,000	60	3,000,000	88	4,400,000
浪江町	158	7,900,000	158	7,900,000	206	10,300,000
葛尾村	15	750,000	12	600,000	24	1,200,000
新地町	67	3,350,000	67	3,350,000	76	3,800,000
飯館村	43	2,150,000	66	3,300,000	82	4,100,000
計	13,197	659,850,000	14,850	742,500,000	15,722	786,100,000



市町村別健康診査受診率の状況

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
福島市	23.71	24.80	24.39
会津若松市	4.79	4.01	4.51
郡山市	4.93	4.39	4.02
いわき市	19.81	20.57	20.50
白河市	4.98	15.02	15.60
須賀川市	18.30	16.65	15.03
喜多方市	2.65	5.38	4.96
相馬市	11.25	9.62	9.13
二本松市	13.45	12.10	11.29
田村市	20.63	20.74	19.72
南相馬市	6.24	7.03	6.97
伊達市	15.72	14.79	14.08
本宮市	15.92	9.27	9.62
桑折町	14.79	15.68	14.90
国見町	26.33	24.52	24.20
川俣町	18.69	17.57	17.00
大玉村	23.09	21.90	22.25
鏡石町	18.11	16.51	16.41
天栄村	9.31	10.05	9.53
下郷町	7.83	6.44	6.36
檜枝岐村	4.95	6.56	3.28
只見町	13.34	13.07	10.50
南会津町	31.24	28.71	27.29
北塩原村	3.88	8.32	9.15
西会津町	37.03	35.79	35.51
磐梯町	2.22	0.83	1.07
猪苗代町	9.27	6.39	6.28
会津坂下町	8.73	8.44	8.39
湯川村	27.58	26.21	22.11
柳津町	10.61	12.92	14.27
三島町	19.33	22.46	20.99
金山町	37.21	36.34	37.30
昭和村	33.04	34.31	34.85
会津美里町	18.51	17.35	15.66
西郷村	8.05	8.02	8.74
泉崎村	8.17	8.06	9.05
中島村	4.07	5.63	3.93
矢吹町	7.75	7.51	7.48
棚倉町	24.00	29.01	28.58
矢祭町	23.91	23.93	25.21
塙町	10.42	13.31	12.31
鮫川村	37.64	40.95	38.83
石川町	10.11	12.91	11.35
玉川村	20.92	19.13	19.07

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
平田村	8.72	10.99	9.37
浅川町	21.18	22.13	20.43
古殿町	5.31	2.80	3.83
三春町	17.62	17.60	18.11
小野町	12.22	12.10	11.35
広野町	17.55	19.68	19.71
檜葉町	26.18	28.06	26.28
富岡町	19.62	15.93	17.88
川内村	41.43	41.59	37.65
大熊町	24.17	26.28	24.07
双葉町	29.21	29.14	26.17
浪江町	22.29	21.80	20.13
葛尾村	37.45	39.27	38.19
新地町	38.11	37.51	35.30
飯館村	20.20	20.28	20.88
平均	15.05	15.33	14.93

